

大阪府大阪市の取組み —ヒアリング調査結果の概要—

都市自治体とコミュニティの協働による地域運営に関する研究会
(公財)日本都市センター 柳沢盛仁



ヒアリング調査について

○実施日

平成26年12月5日(金)

○調査先

- (1) 大阪市市民局区政支援室
- (2) NPO法人緑・ふれあいの家(緑地域活動協議会)

○調査者

乾委員(立命館大学産業社会学部教授)

進邦委員(杏林大学総合政策学部教授)

柴田委員(神奈川大学法学部准教授)

金野委員(鶴ヶ島市市民生活部地域活動推進課地域活動担当主査)

事務局(日本都市センター)



<大阪市本庁舎外観>

大阪府大阪市の概要

○人口¹

2,547,092人

○面積²

223km²

○一般会計³

歳入：1兆7,007億81百万円

歳出：1兆6,992億55百万円

○都市制度

政令指定都市



<大阪市各区位置図>

出典：大阪市市立図書館ホームページ(各区のあらまし)

http://www.oml.city.osaka.lg.jp/?page_id=1149

1 平成22年国勢調査

2 国土交通省国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」(平成25年10月1日)

3 平成24年度決算カード



公益財団法人

日本都市センター

大阪市の地域コミュニティの現況

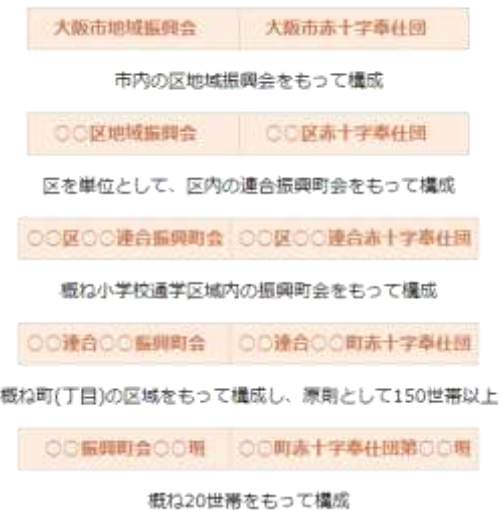
○地域振興会

- ・他の自治体でいう、自治会・町内会に相当する
- ・大阪市赤十字奉仕団と一体の組織として、昭和50年6月に結成
- ・大阪市地域振興会、各区地域振興会、
連合振興町会(333組織)、振興町会(4,070組織)、
班(約6万組織)で構成されている
- ・加入率:66%(平成23年1月現在)

○地域社会福祉協議会

- ・他の自治体いう、校区(地区)福祉委員会に相当する
- ・概ね小学校区を単位とし、連合振興町会とほぼ同じ
区域(324地域)
- ・地域振興会をはじめとして、地域内の様々な団体により
組織されている
- ・住民が主体となり、地域福祉課題を解決する連合組織
- ・構成団体:地域振興会、民生委員児童委員協議会、
PTA協議会、こども会など

大阪市地域振興会・大阪市赤十字奉仕団の構成



<地域振興会・赤十字奉仕団の構成>
出典:大阪市地域振興会・
大阪市赤十字奉仕団ホームページ

取組みの概要-地域活動協議会①-

○概要

- ・おおむね小学校区を単位325地域で設立済み(対象となる328地域、平成26年3月末現在)
- ・区ごとに多様化する地域課題、地域コミュニティの機能低下、「公共」分野の拡大及び市民活動主体の多様化、地域団体の課題などへ対処する
- ・設置根拠:地域活動協議会に対する補助金の交付の基準に関する要綱
- ・設置に必要な要件
包括性(補完性)、開放性、唯一性、自律性、民主性・透明性、中立性
- ・上記要件を満たすことを地域が申請し、区長が認定(補助対象として決定)する

○経緯

- ・平成22年度…「地域のことは地域で決める」という住民自治の観点から、地域協議会のあり方を検討し「なにわルネッサンス2011」を取りまとめた
- ・平成23年度…地域活動協議会の形成に取り組む意思を示した4区7地域を先行モデル地域とし、地域活動協議会の形成支援を実施
- ・平成24年度～…これまでの取組みを継承し、「市政改革プラン」にもとづいて、各区役所を中心として地域活動協議会の形成を促進

取組みの概要-地域活動協議会②-

○運営

- ・財源: 自主財源、寄付金、行政による補助金
- ・活動拠点
地域集会所…地域活動協議会の施策の前からある
所有形態は、ほとんどの地域で建物は地域所有

○行政による支援・連携

- ・活動費補助金
 - ・運営費補助金
- 補助に係る予算編成の権限は区長が持つ
- ・中間支援組織を通じた支援
 - ・地域担当職員を介した政策提案…配置状況は区によって異なる
 - ・区政会議への参画

○法人化

- ・現在法人化しているのは4団体(全てNPO法人)
- ・一般社団法人、株式会社など様々な法人格を提示している
- ・法人格の取得は推奨しているが、取得そのものが目的とならない(形だけの法人格取得とならない)ことが重要と考えている。



取組みの概要-行政による支援等-

○地域担当職員制度

- ・平成23年度から導入
- ・当初は、地域活動協議会の設立、運営、地域ニーズの区政への反映を担当
- ・中間支援組織への委託開始により、地域ニーズの区政への反映に特化

○中間支援組織

- ・もともと、市コミュニティ協会区支部や区社会福祉協議会などが中間支援組織的な役割を担っていた
- ・平成24年度より、中間支援機能を有する「まちづくりセンター」を各区に設置
- ・現在は全24区が個別に契約し、市コミュニティ協会、市社会福祉協議会、民間事業者及びこれらのJVなどが請け負っている
- ・地域活動協議会の運営に関する支援を担当

○地域公共人材バンク

- ・地域公共人材:地域のまちづくりに関わる主体間の合意形成、地域資源の活用に関するコーディネートなどを担う
- ・地域活動に関心のある市民や市職員が研修を受け登録、その他に学識経験者など、現在60名程度(平成26年12月末現在)が登録されている



公益財団法人

日本都市センター

NPO法人緑・ふれあいの家（緑地域活動協議会）①

○地域・組織の概要

- ・人口:5,752人、世帯数:2,370世帯
- ・参画団体:21団体(各振興町会【7団体】、女性会、PTA、地域社会福祉協議会、たすけあいネットワーク、子ども会等)
- ・平成24年8月 緑地域活動協議会設立
平成24年12月 NPO法人緑・ふれあいの家設立

○法人格取得

- ・社会的信頼と資金の循環による事業継続
- ・運営の透明性の確保
- ・地域活動協議会の制度により、地域活動は進展したが、さらなる進展のためには、法人化を進めるべきと考える

○他の組織との連携

- ・鶴見区役所、鶴見消防署、鶴見警察署等の行政機関
- ・NPO法人榎本地域活動協議会
- ・NPO法人大阪鶴見ええまちネットワーク



<鶴見区における緑地域の位置>
出典:大阪市鶴見区ホームページ
(<http://www.city.osaka.lg.jp/tsurumi/>)



公益財団法人

日本都市センター

NPO法人緑・ふれあいの家（緑地域活動協議会）②

○活動拠点

- ・事務所：事務局機能、給食サービス、ふれあい喫茶など
 - ・福祉会館：総会、防犯大会などの大規模な集まりに使用
- ※両者とも建物は連合振興町会所有、土地は大阪市所有

○事務局体制

- ・事務局長1名、事務員2名を常勤で雇用

○主な取組み

- ・子育て支援プログラム
子育てサロン、教育環境支援、
児童いきいき放課後事業（大阪市からの受託）
 - ・高齢者支援事業
要援護者支援ネット
ふれあいランチサービス（食事提供の他に見守り機能も）
 - ・緑日曜喫茶
 - ・地域各団体の人材育成支援 他
- ※多数の有償ボランティアスタッフを活用



<事務所外観>



<緑ボランティアクラブ会員証>

NPO法人緑・ふれあいの家（緑地域活動協議会）③

○住民意識の変化

- ・地域自らが「立ち上がる」ことの必要性が浸透してきた
- ・地域参加が負担となるのではなく、楽しみながら社会の一員として活動できる

○地域での人材育成の考え方

- ・事業を細分化することで、1人あたりの負担を軽減し、参加しやすくする
- ・子どもを中心とした防災、防犯の講習会の開催などにより、地域との接点をつくる
- ・子育てから子ども会、PTA等の活動を一本の線として捉え、地域への参加を図る

○広報

- ・広報活動に重点を置いており、活動内容が地域に見えるようにする
- ・ウェブを重視し、ホームページやFacebookも活用し、若い世代へアピールしている
- ・学校から子どもを通して、広報物を配布している
- ・ワンルームマンションは、管理事務所との話し合いなど、課題が多く、現在は広報が進んでいない



NPO法人緑・ふれあいの家（緑地域活動協議会）④

○今後の事業展開

- ・子ども防災リーダー養成講座
福祉会館に小学生が1泊して行う
区役所、市危機管理室、消防署などが子どもたちに自分の身を守ること、他人を助けることを学んでもらう
2日目は、学校の土曜日の授業として、下級生に指導をする
学校が非常に協力的であるからできる
- ・他地域での事業展開・・・NPO法人は、地域を限定せずに事業を実施することができるため、他の地域に出て行く、入ってもらいたい

○今後の課題

- ・人材の確保と事業・活動資金の担保が必要であるが、現在の社会情勢では公的資金に頼ることはできず、地域が自ら「稼ぐ」ことを考えねばならない
- ・優秀な人材の確保には、無償ボランティアだけには頼れない、有償ボランティアの仕組みを整える必要がある
- ・これらのことから、法人化による事業の推進は必然である
- ・行政ももっと法人化の推進、人を育てる施策を打ち出してほしい



公益財団法人

日本都市センター